

滋賀県流域治水に関する施策の実施状況（令和5年度実績）

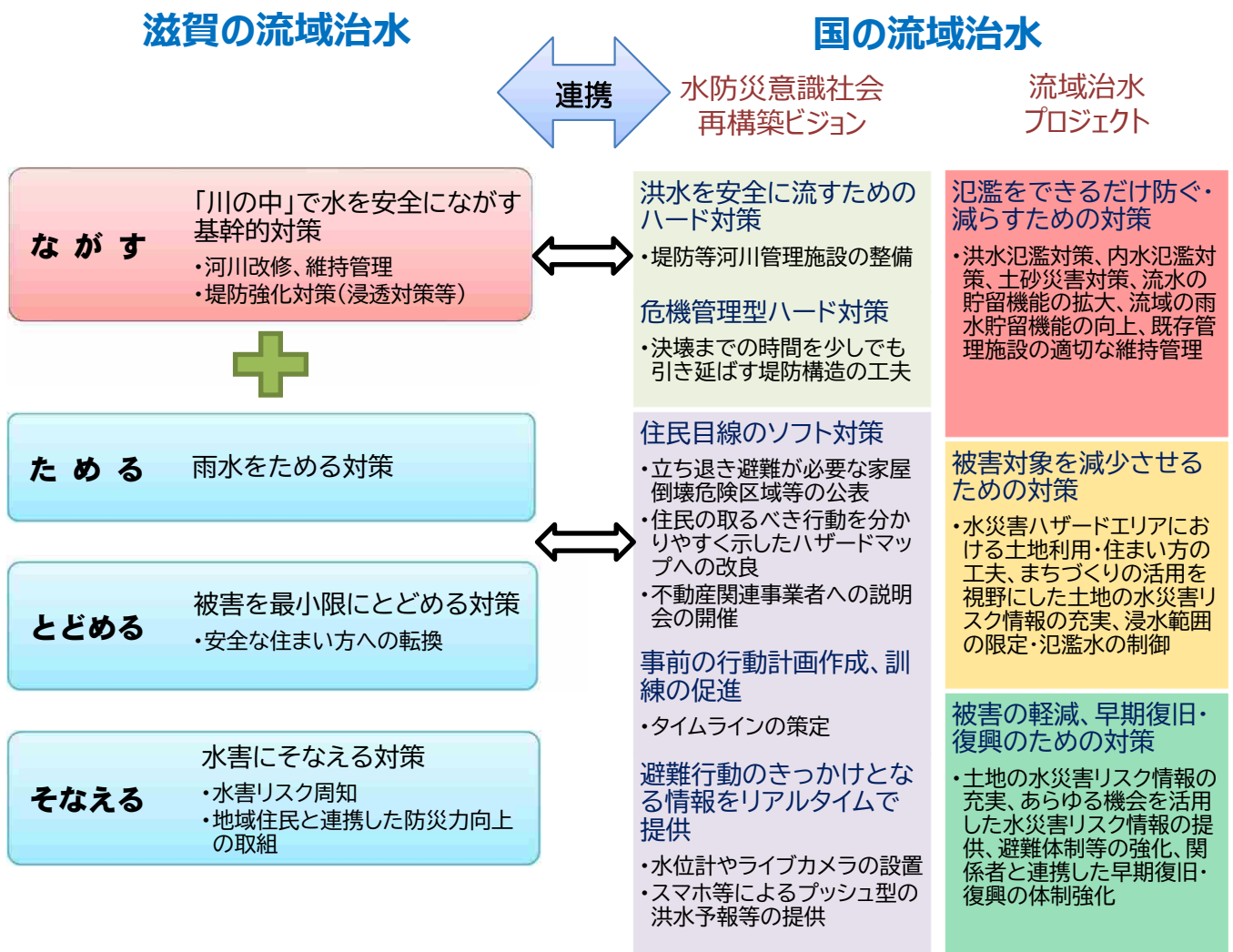
概要版

□滋賀県流域治水の推進に関する条例（抜粋）

（施策の実施状況の報告）

第38条 知事は、毎年度、流域治水に関する施策の実施状況を議会に報告しなければならない。

第1 概要



第2 施策の実施状況

1 基礎情報

◆想定浸水深の設定

H26.9.1 17市町で設定
H30.12.20 全市町で設定
R2.3.31 全市町で更新
⇒市町が配布するハザードマップに反映

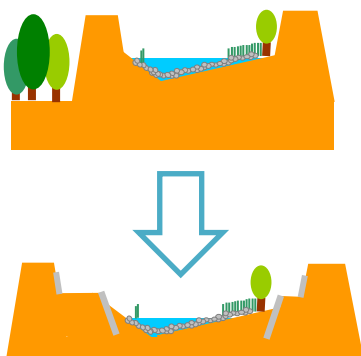
2 流域治水対策

(1) 「ながす」対策（「川の中」で水を安全にながす基幹的対策）

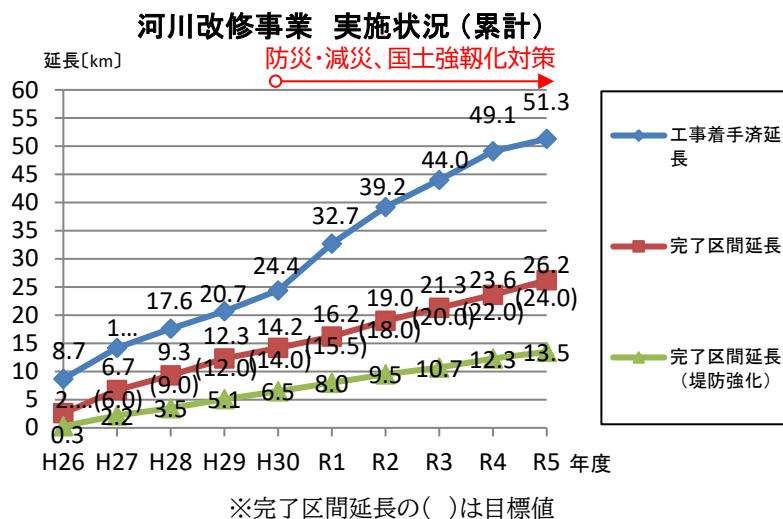
◆河川改修事業

- 「滋賀県河川整備5ヶ年計画」（第1期：H26～H30、第2期：R1～R5）に基づき実施
- 「滋賀県河川整備5か年プラン」（第3期：R6～R10）を公表

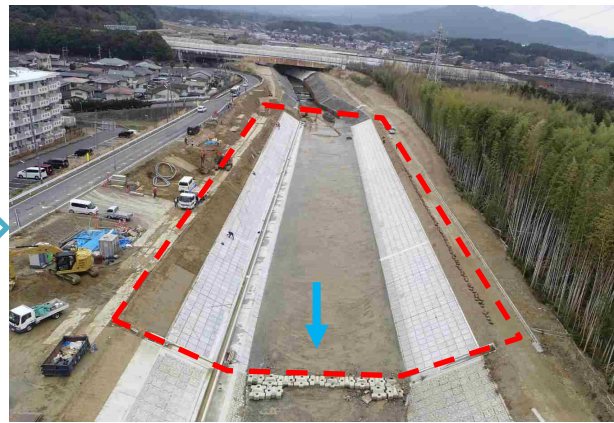
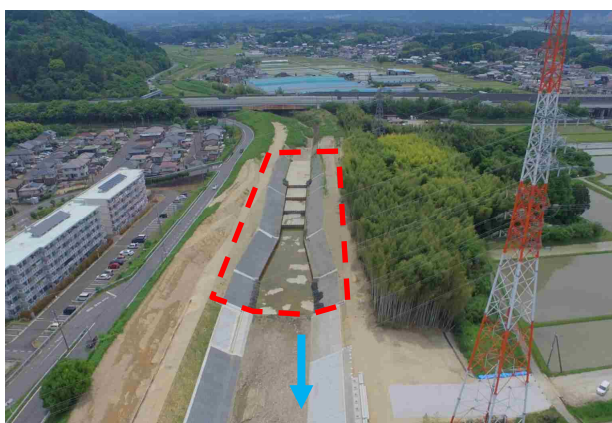
- ・ 流下能力の向上を図る対策
- ・ 堤防強化を図る対策



※天井川の切下げ改修のイメージ



■天井川の切下げ改修を実施（金勝川）（栗東市川辺地先）



■青井川放水路の整備完了（高島市鴨、安曇川町三尾里地先）



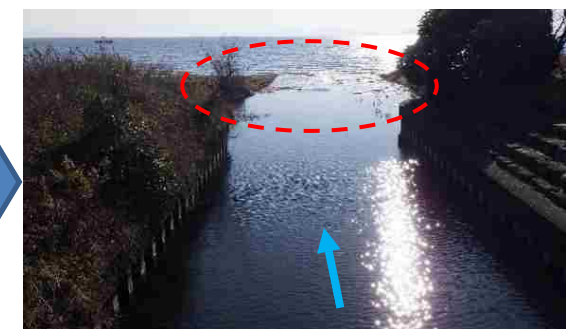
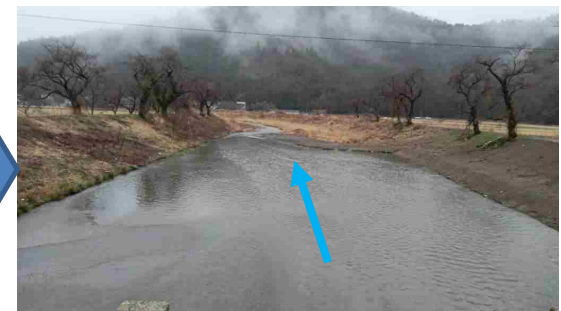
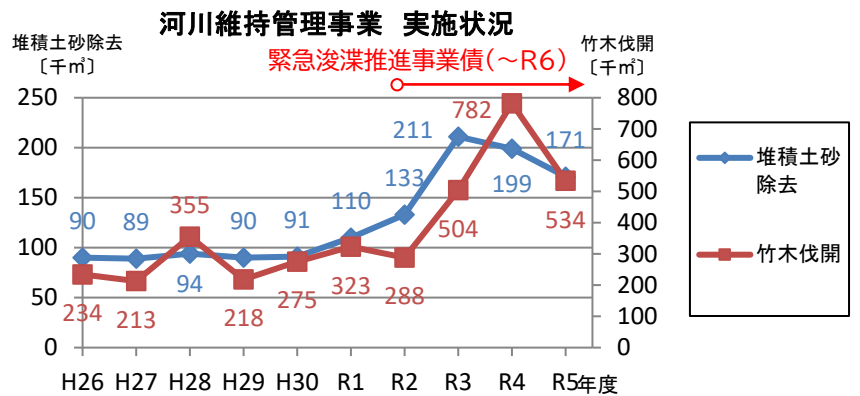
【課題】

本県の河川整備率は約56%であり、未改修区間の整備を推進していく必要がある。
引き続き、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」、「大規模特定河川事業制度（個別補助）」等を活用し、計画的に河川改修の進捗を図る必要がある。

◆河川維持管理事業

- 治水上緊急性の高い箇所から、竹木伐開、堆積土砂除去、護岸補修等を順次実施
- 特に、地先の安全度マップで想定浸水深が大きい区域において、重点的に実施

竹木伐開： 96河川
堆積土砂除去： 112河川
護岸補修等： 147河川



【課題】

土砂の堆積、護岸の破損等により、新たな維持管理の必要な箇所が発生するため、緊急性の高い箇所を見極め、適時に維持管理事業を実施する必要がある。

(2) 「ためる」対策（雨水をためる対策）

◆環境に配慮した森林づくり

- 人工林等において、間伐等の森林整備を1,668ha実施
- 下層植生回復に関する調査研究等を実施

【課題】

長期にわたる林業生産活動の低迷、農山村地域における過疎化・高齢化の進行等により、適切な管理が行われない森林の増加が懸念される。立地条件に優れた「循環林」での「伐って、使って、植えて、育てる」というサイクルの確立、奥地林等の「環境林」での自然のサイクルで維持される森林への誘導、および森林の下層植生に関するモニタリング等により水源かん養等森林の多面的機能の持続的発揮につなげる必要がある。



◆世代をつなぐ農村まると保全向上対策

- 農地法面の草刈り等に対する「農地維持支払」
⇒ 534組織（交付対象面積36,004ha）を対象に、地域共同活動を支援
- 水路等の軽微な補修等に対する「資源向上支払」
⇒ 468組織（交付対象面積34,268ha）を対象に、地域共同活動を支援

【課題】

農家の高齢化、土地持ち非農家の増加、過疎化の進行等により、多面的機能の維持・発揮に必要な農地・農業用施設等を保全する地域共同活動が脆弱化している。雨水貯留浸透機能を今後も維持していくため、取組面積の維持、事務の簡素化、活動組織の広域化による体制強化等活動の定着化が必要である。



(3) 「とどめる」対策（被害を最小限にとどめる対策）

浸水警戒区域の指定に向け、重点地区で「水害に強い地域づくり協議会住民ワーキング」において避難体制や安全な住まい方のルールについて地域住民と連携して検討

2地区において浸水警戒区域を指定（令和8年度末目標：累計29地区、令和5年度末実績：累計20地区）

R6.3.26 長浜市木之本町川合地区および木之本町古橋地区において指定

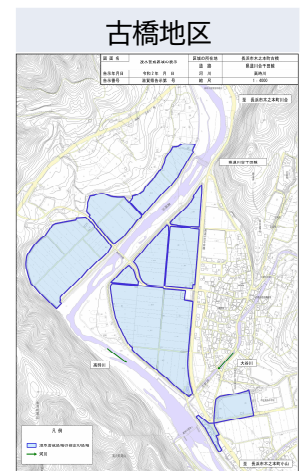
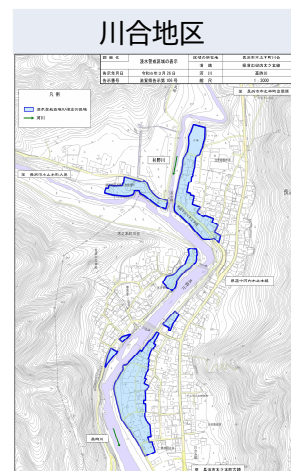
【長浜市木之本町川合地区・古橋地区】

R6.1.26 ～ 区域指定の案の縦覧

↓
R6.2.9 長浜市長意見照会

↓
R6.2.28 滋賀県流域治水推進審議会諮問

↓
R6.3.26 浸水警戒区域指定告示



【課題】

引き続き、重点地区の住民を対象とした、区域指定済みの地区における取組の事例紹介や意見交換を行う交流会を開催するほか、地域住民への説明手法としてオープンハウス方式を採用するなど、取組の工夫をしながら、「重点地区の取組方針」に基づき、迅速に区域指定ができるよう、計画的かつ積極的に取り組んでいく必要がある。

